別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ 区分 | ２ 配分基準 | ３ 補助率 | ４ 対象経費 |
| 介護職員の宿舎施設  整備事業 | 介護職員１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡  ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。 | １／３ | 第４条第３項に掲げる介護施設等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。  ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |